

やまなし県有林J－VER紹介業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、やまなし県有林J－VER（環境省が運営するオフセット・クレジット（J－VER）制度に基づいて認証された県有林活用温暖化対策プロジェクト（県有林の経営活動によるCO₂吸収量の増大に関する県のプロジェクトをいう。）により発行されたオフセット・クレジットをいう。以下同じ。）の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の紹介に関する業務（以下「本件業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務委託）

第1条 甲が乙に対し本件業務を委託し、乙はこれを受託する。

（本件業務）

第2条 本件業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 購入希望者の募集に関する業務
- (2) 購入希望者の紹介に関する業務

2 本件業務の実施については、別記仕様書によるものとする。

（契約関係）

第3条 乙から紹介を受けた購入希望者に対するやまなし県有林J－VERの売りは、甲が行うものとする。

2 甲は、甲の責任と費用において、乙から紹介を受けた購入希望者に対し売買契約に基づく義務を履行するものとし、当該債務の履行に対する売買代金債権その他一切の債権の回収についても甲の責任において行うものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（紹介に係る募集予定数量）

第5条 甲が乙からの紹介により売り払うやまなし県有林J－VERの総量は、〇〇〇二酸化炭素換算トン（t-CO₂）以下とする。

2 前項の総量は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（業務委託単価）

第6条 本件業務の委託に係る単価は、やまなし県有林J－VER 1二酸化炭素換算トン（t-CO₂）当たり金〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）とする。

（販売実績の通知）

第7条 甲は、乙から紹介を受けた購入希望者とやまなし県有林J－VERの売買契約を締結した場合において、次に掲げる全ての要件を満たすときは、乙に対し、販売実績通知書（契約様式第1号）により通知するものとする。

- (1) 当該購入希望者の住所、名称等及びその希望するやまなし県有林 J－VER の数量が、別記仕様書 3 (1) の規定により乙が甲に提出したやまなし県有林 J－VER 購入希望者一覧（契約様式第 2 号）の記載と一致するものであること。
- (2) 購入希望者による当該売買契約の申込み（乙の紹介に係るものに限る。）が、別記仕様書 2 (1) イに規定する募集の期間の末日が属する月の 20 日（この日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）までに行われたものであること。
- (3) 当該売買契約に基づく代金（次項並びに次条第 1 項及び第 3 項において「代金」という。）の支払が、県において確認することができたものであること（この契約の有効期間の末日（この日が県の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い県の休日でない日。この項及び次項において同じ。）の前日（この日が県の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い県の休日でない日）に当該確認をすることができないものについては、当該末日の正午までに当該確認をすることができたものに限る。）。
- 2 前項に規定する通知は、代金の支払を確認することができた日の属する月ごとに取りまとめ、翌月 10 日（この日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）までに行うものとする。ただし、この契約の有効期間の末日が属する月分については、当該日までに行うものとする。

(委託料の支払)

第 8 条 乙は、前条第 1 項に規定する通知を受けたときは、当該通知に係る月分の売りいの実績（県において代金の支払を確認することができたものに限る。）に応じて委託料を支払うよう甲に請求することができる。

- 2 前項に規定する請求は、同項の通知に係る月分ごとに行うものとする。
- 3 第 1 項の規定により乙が甲に支払を請求することができる額は、第 6 条に規定する金額に甲が乙から紹介を受けた購入希望者に売り払ったやまなし県有林 J－VER のうち第 1 項に規定する月の初日から末日までの期間中に甲において代金の支払を確認することができたものの数量（単位は、1 二酸化炭素換算トン（t-CO₂）とする。）を乗じて得た額とする。
- 4 前項の数量には、前条第 1 項に規定する契約により甲が乙に売り払った山梨県の J－VER のうち、同項に規定する要件を欠くものの数量は含まないものとする。
- 5 甲は、第 1 項に規定する請求があったときは、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第 9 条 甲が約定の支払時期までに委託料を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第 2 項の規定による。

(契約保証金の免除)

第 10 条 契約保証金は、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）第 109 条の 2 第 7 号の規定により免除する。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(契約解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) やまなし県有林J－VER紹介業務委託要領（令和5年1月〇日県有第1577号）第4条各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は同号に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金としてこの契約を締結した時点におけるやまなし県有林J－VER1tCO₂二酸化炭素換算（t-CO₂）当たりの売扱価格の額（金〇〇,〇〇〇円）に、第5条第1項に規定するやまなし県有林J－VERの数量の上限値（同条第2項の規定による変更がされたときにあっては、変更後の上限値）から当該解除がされた時までに県において代金の支払を確認することができたやまなし県有林J－VER（乙から紹介を受けた購入希望者に売り払ったものに限る。）の数量を控除して得た数量を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(損害賠償)

第13条 甲又は乙は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(契約の費用)

第14条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第15条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

(乙)